

■ H21(2009)年6月30日

多摩川不法係留船の排除『行政代執行』を終了
～大田区羽田地先及び川崎区大師河原・殿町地先～

京浜河川事務所では、大田区羽田地先及び川崎区大師河原・殿町地先において、無秩序な船舶の係留等を是正するため、行政代執行法及び河川法に基づく代執行を平成21年5月13日（水）から実施してまいりました。

このたび対象物件93件（4月2日時点の総数）について、全ての排除が完了しました。

7月1日（水）14時40分頃に行政代執行の『終了宣言』を大田区羽田地先の河川敷にて行います。

【資料は巻末に添付しています】

平成21年6月30日

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

発表記者クラブ	竹芝記者クラブ、横浜海事記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ
問い合わせ先	* 国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 電話 045-503-4000（代表） ・ 副所長 山口 充弘（ヤマグチ ミツヒロ） ・ 占用調整課長 中野昌一（ナカノ マサカズ）

多摩川不法係留船舶の排除『行政代執行』を終了 ～大田区羽田地先及び川崎区大師河原・殿町地先～

記者発表資料

京浜河川事務所では、大田区羽田地先及び川崎区大師河原・殿町地先において、無秩序な船舶の係留等を是正するため、行政代執行法及び河川法に基づく代執行を平成21年5月13日（水）から実施してまいりました。

このたび対象物件93件（4月2日時点の総数）について、全ての排除が完了しました。

7月1日（水）14時40分頃に行政代執行の『終了宣言』を大田区羽田地先の河川敷にて行います。

平成21年6月30日（火）

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会 都庁記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所
副 所 長 山口 充弘（ヤマガチ ミツヒロ）
占用調整課長 中野 昌一（ナカノ マサカズ）
電話 045-503-4000（代表）

大田区羽田地先及び川崎区大師河原・殿町地先における代執行の概要

○代執行実施状況

・羽田地区

対象物件名	4月2日時点における 撤去対象物件総数	代執行による撤去数	不法行為者による 自主撤去数
船 船	40	15	25
その他（工作物等）	28	15	13

・大師河原・殿町地区

対象物件名	4月2日時点における 撤去対象物件総数	代執行による撤去数	不法行為者による 自主撤去数
船 船	14	7	7
その他（工作物等）	11	1《7》	3

※《 》は物件の詳細な調査の結果、塵芥処理とした数



○実施日数 延べ 13日間

（期間：平成21年5月13日（水）から6月15日（月）まで）

○従事人数 延べ 916名

国土交通省関係 356名（業務委託含む）

請負業者 505名

警察関係 19名（蒲田警察署 16名、横浜水上警察署 3名）

海上保安庁 13名

地方自治体関係 23名（東京都 4名、大田区 16名、川崎市 3名）

○実施状況

代執行開始前（平成21年5月12日）



代執行開始前（平成21年5月12日）



代執行実施後（平成21年6月10日）



代執行実施後（平成21年6月10日）



撤去作業状況

羽田地区



大師河原地区

羽田地区



大師河原地区

